

令和2年度 第1回庁議要旨

日時：令和2年4月14日（火）

午前9時～同45分

会場：防災センター

[審議事項]

1 石巻市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業の実施について（健康部）

小児がんの治療を目的とした骨髄移植等の造血幹細胞移植により、予防接種によって得た免疫が消失又は低下することがある。

そのため、移植後にワクチンの再接種が必要となる場合があるが、その費用については任意接種となるため、現状では被接種者の全額自己負担となっている。

このような状況を鑑み、令和2年度に宮城県では「宮城県造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助事業」を開始した。

骨髄移植等の造血幹細胞移植を受け、免疫が消失又は低下した者に予防接種の再接種費用を助成することにより、感染症の発生及びまん延の防止並びに対象者の経済的負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

① 助成対象者（次の全てに該当するもの）

- ・骨髄移植等の造血幹細胞移植によって移植前に接種した予防接種法第2条第2項に定められた疾病（結核を除く。）にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者。
- ・令和2年4月1日以降に再接種した者
- ・再接種の日において石巻市に住所を有する20歳未満の者

② 助成対象経費

ワクチンの再接種費用（抗体検査及び文書作成料を除く。）

③ 助成金の額

申請者が当該予防接種の費用として医療機関に支払った金額（予防接種を受けた年度において、一般社団法人石巻市医師会と契約を締結した委託料を上限とする。）

(2) 今後の予定

令和2年4月 石巻市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業実施要綱の制定
（公布の日から施行、4月1日以降の再接種から適用）

[報告事項]

1 復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）の変更認定について（復興政策部・建設部）

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された行政庁舎や工場、校舎等の存続期間は、建築基準法の規定により最長2年3か月とされているが、復興推進計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、存続期間の延長を図っている。

令和元年度末で期限を迎える応急仮設建築物が7施設あり、延長不要の4施設を除く3施設について、存続期間の延長をすることで、復興事業の促進を図るもの。

(1) 主な内容

本市の応急仮設建築物のうち、仮設店舗等の3施設について、必要な建築物を再建するまでの間、存続期間を延長した。

NO.	施設名称	変更後	変更前
1	北上総合支所	H25. 9. 1～R2. 9. 30	H25. 9. 1～H32. 3. 31
2	牡鹿鮎川浜仮設店舗	H26. 2. 20～R2. 9. 21	H26. 2. 20～H32. 3. 31
3	株式会社森本組淀川護岸作業所寄宿舍	H28. 4. 10～R3. 3. 31	H28. 4. 10～H32. 3. 31

(2) 今後の予定

令和2年4月 記者クラブ投げ込み
市ホームページ更新

2 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置の見直しについて（総務部）

石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（以下「市指名停止要綱」という。）については、宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（以下「県指名停止要領」という。）、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（仙台市）及び工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを基に規定しているが、今般、県指名停止要領の一部が改正された。

市指名停止要綱の見直しを行うことにより、石巻市が発注する建設工事等の適切な履行を確保する。

(1) 主な内容

市指名停止要綱について、別紙のとおり見直しを行う。

(2) 今後の予定

無し

3 石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて（総務部）

平成29年9月に、民法の一部を改正する法律により法定利率が改定されたことに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について改定され、また、令和元年11月に、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について増額改定された。

そして、消防団員等の損害補償に係る介護補償については、消防団員や消防作業従事者等が、消防活動中の負傷等により介護を要する状態となった場合、市町村は介護に要した費用を介護補償として支給することとされており、その額は「常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額」とされ、労働者災害補償と同額が国の告示により定められているが、

今般、労働政策審議会から答申されたことに基づき、令和2年4月に、労働者災害補償保険法施行規則に定める介護補償の額が増額改定されたことに伴い、消防団員等の損害補償に係る介護補償について増額改定された。

以上を踏まえ、石巻市消防団員等公務災害補償の補償基礎額等及び介護補償について、見直しが必要となった。

石巻市消防団員等公務災害補償の補償基礎額等及び介護補償を見直すことにより、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図る。

(1) 主な内容

① 補償基礎額等について

ア 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長（地区団長及び地区副団長）	12,440円（40円増）	13,320円（20円増）	14,200円（増減なし）
分団長及び副分団長	10,670円（70円増）	11,550円（50円増）	12,440円（40円増）
部長、班長及び団員	8,900円（100円増）	9,790円（90円増）	10,670円（70円増）

イ 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額 8,900円（100円増）

ウ 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改める。

② 介護補償について

・非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償額の改定

対 象		改 正
ア 常時介護を要する場合	(1) 最高限度額	166,950円（1,800円増）
	(2) 親族等による介護を受けているときの最低限度額	72,990円（2,200円増）
イ 随時介護を要する場合	(1) 最高限度額	83,480円（900円増）
	(2) 親族等による介護を受けている場合の最低限度額	36,500円（1,100円増）

(2) 今後の予定

石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

4 国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しについて（健康部）

国民健康保険の被保険者間における保険税負担の公平性の確保及び、消費者物価の上昇等の経済動向を踏まえ、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得が見直された。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

令和2年度課税分から課税限度額及び低所得者に係る保険税軽減所得の見直しを行う。

① 課税限度額の見直し

	改正	現行
基礎課税額分（医療分）	<u>63万円</u>	<u>61万円</u>
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円
介護納付金分	<u>17万円</u>	16万円
合計	<u>99万円</u>	<u>96万円</u>

② 低所得者に係る保険税軽減判定所得の見直し

軽減割合	改正	現行
7割軽減	基礎控除額(33万円)以下	基礎控除額(33万円)以下
5割軽減	33万円+ <u>28.5万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>28万円</u> ×被保険者数
2割軽減	33万円+ <u>5.2万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>5.1万円</u> ×被保険者数

※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合

※2 被保険者数には、特定同一世帯所属者数（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。

(2) 今後の予定

石巻市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

5 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について（健康部）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、国の全額の財政支援により、令和元年度まで免除措置を行ってきたところであるが、令和2年度においても、全額の財政支援が延長された。

国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長する。

- ① 帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の被保険者は、令和2年度相当分の保険料であって、令和3年3月31日までに納期限が到来する額
- ② 旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者は、令和2年度相当分の保険料であって、令和3年3月31日までに納期限が到来するもののうち、令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額

【免除措置に係る新旧対照表】

区 域	所得区分	改 正	現 行
帰還困難区域等	—	令和3年3月分まで	令和2年3月分まで
旧避難指示区域等	上位所得層を除く		
旧居住制限区域等	上位所得層を除く	令和2年9月分まで	
	上位所得層		

※帰還困難区域等：帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域

※旧避難指示区域等：平成25年度以前に指定が解除された(1)旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）、平成26年度に指定が解除された(2)旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された(3)旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された(4)旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の4つの区域等

※旧居住制限区域等：平成31年4月10日に指定が解除された旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域及び旧帰還困難区域の一部（大熊町の一部）及び令和2年3月に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び旧帰還困難区域の一部（双葉町の一部、大熊町一部及び富岡町の一部）

※上位所得層 国保：世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯
介護：被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

【免除対象者】

国民健康保険税3世帯、介護保険料2人（令和2年3月末現在）

(2) 今後の予定

東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正の専決処分について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

6 令和元年台風第19号に伴う国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について
(健康部)

令和元年台風第19号による災害について、同年10月12日に災害救助法が適用され、被災者に係る令和元年度の国民健康保険税及び介護保険料は、国からの通知に基づき令和元年10月12日以降に納期限が設定されているものについて令和2年3月31日まで減免する措置を行ってきたところであるが、今般、国より本減免措置に対する財政支援を本年9月30日まで延長する方針が示された。

国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

令和元年台風第19号に伴う国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を令和2年9月30日まで延長する。

なお、免除対象者の要件、減免割合及び免除の実施方法については、従前のおりとする。

(2) 今後の予定

令和元年台風第19号に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例及び令和元年台風第19号に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正について、次に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

7 石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業（技術開発事業）の実施について（産業部）

経済産業省では、平成28年度から、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的として、原子力発電施設が立地する自治体等が実施する、エネルギー構造の高度化等に向けた地域住民等の理解促進に資する事業を「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」により支援しており、今般、令和2年度第1回の本事業に係る補助事業者の公募に際し、本市が応募申請を行った結果、採択されたもの。

再生可能エネルギー及び省エネルギーに資する先進的な技術開発に対し補助することにより、エネルギー構造の高度化、雇用の創出や地域産業の振興を図る。

(1) 主な内容

① 補助対象事業

再生可能エネルギー及び省エネルギーに資する先進的な技術開発であり、その成果によって、エネルギー構造の高度化、雇用の創出や地域産業振興等に向けた地域住民等の理解促進に資する事業

② 補助対象者

ア 石巻市において補助事業による技術開発を実施する者で、かつ補助事業完了後も継続して技術開発等を実施する見込みのある者

イ 石巻市において補助事業成果の商用化を行う見込みのある者

③ 補助率及び補助額

定額補助（10／10）、上限1億円、下限100万円

(2) 今後の予定

令和2年4月 石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱の制定（公布の日から施行）

【その他】

- ・ 令和2年度庁議の開始に際して（市長）
- ・ SDGs バッチの着用について（復興政策部）
- ・ 国庫補正予算について（財務部）

・令和元年度に実施した休日窓口開庁の実績について（生活環境部）

以上